

平成28年4月13日

白川町地域公共交通会議委員

様

白川町地域公共交通会議
会長 佐藤 滋

第2回白川町地域公共交通会議の書面開催について

日頃は、当町の地域公共交通行政に関し、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。事前連絡いたしましたとおり、第2回会議を書面開催しますので、下記の協議事項について、別添「書面表決書」によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 協議事項

- (1) 白川町及び東白川村の合同の会議（法定協議会）の設置について
- (2) 合同の会議（法定協議会）の設置規約及び関係規程について

2. 送付書類

- (1) 書面表決説明事項 1枚
- (2) 書面表決書 1枚 ※要返信
- (3) 資料 1部
 - ①白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約（案）
 - ②白川・東白川地域公共交通活性化協議会の公開及び傍聴に関する規程（案）
 - ③白川・東白川地域公共交通活性化協議会の幹事会に関する規程（案）
 - ④白川・東白川地域公共交通活性化協議会の分科会及び地域部会に関する規程（案）
 - ⑤白川・東白川地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）
 - ⑥白川・東白川地域公共交通活性化協議会の財務に関する規程（案）
 - ⑦白川・東白川地域公共交通活性化協議会委員等の報償費等に関する規程（案）
 - ⑧白川・東白川地域公共交通戦略特命監の設置に関する規程（案）

3. 回答期限 平成28年4月20日

同封の返信封筒にて、「書面表決書」のみ返信願います。

事務局	白川町 企画課 企画係
担当	係長：藤井 主任：高木
電話 FAX	0574-72-1311（内線231） 72-1317
E M A I L	kikaku@town.shirakawa.lg.jp

第2回白川町地域公共交通会議【書面表決】説明事項

【協議事項1】

白川町及び東白川村の合同の会議（法定協議会）の設置について

説明

白川町長と東白川村長は、まちづくり・むらづくりと連携した地域の交通ネットワークの再構築を図るため、道路運送法に基づく地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会について、平成28年度から合同で設置することに合意しましたので、現行の白川町地域公共交通会議委員にその賛否を問うものであります。

【協議事項2】

合同の会議（法定協議会）の設置規約及び関係規程について

説明（参考資料あり）

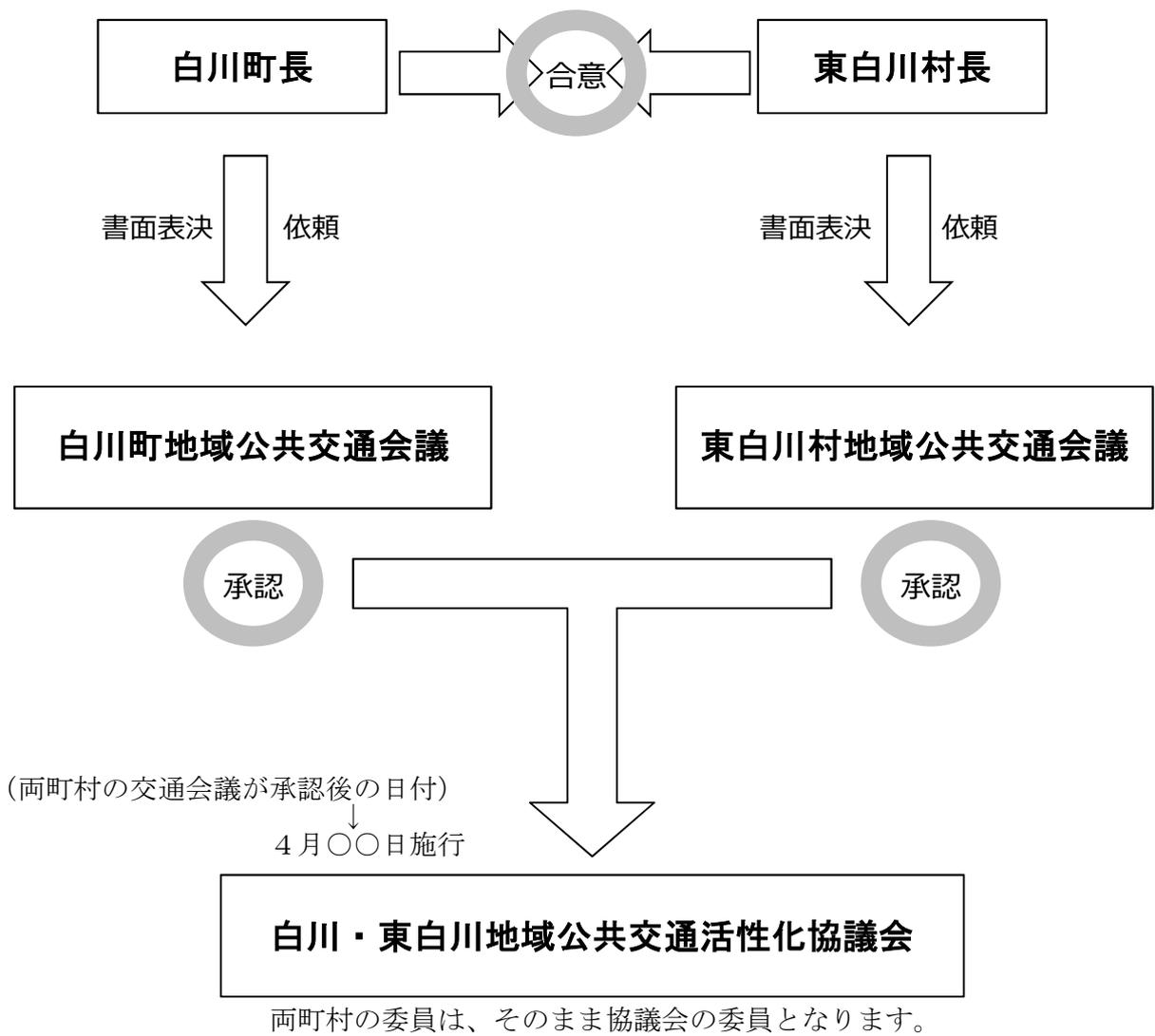
白川町地域公共交通会議設置要綱をベースに、両町村合同で設置することに留意して、協議会の設置規約を定めようとするものです。

合わせて、設置規約において別に定めるとした事項等について、諸規程を定めようとするものです。概要は以下のとおりです。

- ・名称は「白川・東白川地域公共交通活性化協議会」とする。
- ・委員は、現行委員に加え、白川町長、東白川村長及び利用者代表に東白川村民が加わる。
- ・監事及び会議の座長を置く。（座長は現行会議会長の予定）
- ・白川町分科会と東白川村分科会を置き、白川町分科会の下に地域部会を置く。
- ・会議の公開、幹事会、分科会、地域部会、事務局、財務、報償等に関する諸規程を定める。
- ・特別な職として、地域公共交通戦略特命監を置く。

施行日が「平成28年4月 日」となっていますが、両町村の地域公共交通会議の承認が得られた後の日となります。また、同日を協議会の設置日とします。

国・県機関の委員で人事異動があった場合の書面表決への記名押印につきましては、後任者様とさせていただきます。



第2回白川町地域公共交通会議 書面表決書

【協議事項1】

白川町及び東白川村の合同の会議（法定協議会）の設置について

表決

<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 ※どちらかの□にレを入れてください。
意見又は反対理由

【協議事項2】

合同の会議（法定協議会）の設置規約及び関係規程について

表決

<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 ※どちらかの□にレを入れてください。
意見又は反対理由

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

氏 名 印

白川町地域公共交通会議会長 様